

外国での人権の取組紹介

水路に橋をかけて段差をなくした遺跡



インドネシア/ジャワ島
ボロブドゥール遺跡

電車とホームの隙間を埋めるステップ（電車に設置）



ニュージーランド/オークランド
プリトマート駅

緊急開閉装置の近くに設置された優先座席



中国/上海
地下鉄内

利用者に合わせた段差の解消



インドネシア/ジョグジャカルタ空港

多様性を考えた専用車両



ニュージーランド/オークランド

歩道に続く点字ブロック



中国/上海市内

諸外国の観光地や公共施設で、障害のある人や妊産婦、高齢者など、様々な人が利用することを想定したバリアフリーの取組がされています。本市においても、誰もが安全に観光・利用できる施設や機関をめざしています。多様性を尊重し、誰もが当たり前で暮らせる社会を一人ひとりから発信しましょう。

人権と平和に関する標語の募集

愛と平和のメッセージによる市民啓発を推進するため、「人権と平和に関する標語」を募集しています。あなたの「人権と平和」のメッセージをお待ちしています。

☆作品内容/人権と平和に関するもの

☆規格/応募様式は自由。

作品には住所・氏名を記入してください。標語は1人3点以内

☆募集期限/平成29年9月22日(金)まで

☆応募/本誌に印刷のハガキ(裏表紙)をお使いください。

平成28年度応募作品の一部(学年は平成28年度)

おもいやり それがともだち ふやすかぎ・・・雀部小学校1年生
みんなでね つくろういっぱい えがおのわ・・・遷喬小学校2年生
平和とは みんなの笑顔があることだ・・・天津小学校6年生
ありがとう いわれてうれしい ほかほかことば・金谷小学校3年生
笑顔はね 幸せ感じる アイテムだ・・・成仁小学校6年生
うれしいな やさしくするのも されるのも・・・菟原小学校1年生

これってデートDV?

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは

DVは、同居関係にある配偶者・内縁関係・恋人、または過去に同居していた恋人との間で起こる家庭内暴力のことをいいます。また、交際中の若いカップルの間で起こる「デートDV」という暴力があります。これらの「暴力」にはいろいろな種類があります。

身体的な暴力	殴る、蹴る、物を投げる、刃物で脅す
精神的な暴力	ひどい言葉で傷つける、脅す、監視する、友達との交際を制限する
経済的な暴力	金銭を要求する
性的な暴力	キスや性交渉を強要する、避妊しない

あなたのパートナーで、思い当たることはありませんか？

- あなたのことを「バカ」「ボケ」などと言う
- しつこく携帯電話に連絡したり、あなたの行動を監視したりする
- 自分以外の人間関係を絶つよう迫る



暴力はいかなる理由があっても許される行為ではありません。一人で抱え込まずに、まわりの人や公的機関に相談しましょう。

女性の人権ホットライン (法務省人権擁護機関)	女性相談 (福知山市人権推進室)
夫・パートナーからの暴力など ナビダイヤル 0570-070-810	配偶者・恋人からの暴力(DV) セクハラなど 0773-24-7022

SNSでのネットストーカーについて

ストーカーとは、自分が一方的に関心を抱いた相手にしつこくつきまとう人物のことをいいます。待ち伏せや尾行、昼夜を問わない電話・メールなどの行為を執拗に繰り返します。

ネットストーカーって？

近年は、Twitter（ツイッター）やFacebook（フェイスブック）といったSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及で、世界中の人と交流を持つことができるようになりました。

さらに、今まではテレビや雑誌でしか見ることができなかったタレントやアイドルといった有名人ともSNSで直接やり取りすることができるようになりました。

しかし、しつこくメッセージを送ったり、SNSの情報から自宅や滞在先を割り出して押しかけるなどの問題も発生しています。

2016年5月には、女性アイドルがネットストーカーをしていた男性に刃物で20か所以上刺されて重体になるという痛ましい事件も起き、ネットストーカーが無視できない問題となっています。



★★★ ネットストーカーに遭わないために ★★★

- SNSに本名や住所といった個人情報を載せない
- 掲載する写真に、場所や個人を特定するものがないか確認する
- 無許可で他人が写った写真を掲載しない
- ストーカー行為と見られるメッセージに反応しない

「加害者」にも「被害者」にもならないために ～インターネットと人権～

インターネットは、簡単に情報収集や情報発信などができ、便利な一方、インターネット上での人権侵害や犯罪も数多く発生しています。使い方についての知識やモラルが不十分だと、相手を傷つけたり、思わぬトラブルに巻き込まれたりすることになりかねません。相手の人権を尊重することを忘れず、配慮をもってインターネットを利用しましょう。

使い方をまちがえると大変なことに！

インターネットは使い方次第で、「加害者」にも「被害者」にもなる恐れがあります。

ネットいじめ

ネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の人の悪口や誹謗・中傷を書きこむことや、SNSで仲間はずしをすることなどの方法により、いじめを行うものです。

個人情報の無断掲載

無断で他人の名前や住所、写真などの個人情報をインターネット上で公開することは、プライバシーの侵害になります。

著作権の侵害

無断で他人が作った著作物（映像・写真・音楽など）をインターネット上に記載することや販売されている音楽や映像を違法ダウンロードすることは、著作権の侵害になります。

リベンジポルノ

元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなくインターネット上に公開する行為（リベンジポルノ）は、人権侵害であり、犯罪です。

正しくインターネットを利用しましょう！

相手を傷つけないために・・・

- 他人の悪口や差別的な内容は書き込まない
- うわさ話は書き込まない
- 使用する言葉に注意する
- 人が写っている写真などを無断で載せない
- 他人の個人情報を無断で載せない



自分の身を守るために・・・

- 自分の写真や個人情報を容易に載せない
- むやみに実名で登録しない
- 怪しいサイトには近づかない
- 心当たりのないメールは返信しない
- 見覚えのないメールの添付ファイルは開かない

庵我小学校の人権教育

学校 教育目標

自分を大切にし、
人のため社会のために尽くす人材の育成

人権の 教育目標

人権学習を基盤に
日常に生きる人権意識と実践的態度を育てる

基礎学力の向上

- 「先行学習」を取り入れた授業
- こつこつタイム・庵我タイムによる既習事項の復習
- 朝学習での基礎基本の習熟
- 読書タイム・読書ボランティアによる読み聞かせ

具体的な取組の紹介

なかよし班活動

異年齢での活動を通し、庵我小学校という集団の一員としての自覚を深めるとともに、学年を超えた集団としての絆を深める。

- なかよし班掃除
- なかよし班遊び
- なかよし歓迎遠足
- 大縄大会



人権旬間

- 前期人権旬間（6月）
人権講演会
- 後期人権旬間（12月）
授業公開
- 人権標語の取組
- 人権集会
- 「ふわふわふうせん」
（いいところ見つけ）



家庭・地域との連携

- あいさつロード（PTA・職員・地域の方によるあいさつ）
- おもてなし券
（家族へのおもてなし）
- おもてなし清掃
（中学生とともに地域に出かけて清掃）



成和中学校の人権教育

学校
教育目標

「知・徳・体・食」の
調和のとれた自立する生徒の育成

人権の
教育目標

教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、生徒の実態を把握することで、学力の充実や進路保障に努める。また、基本的人権や同和問題をはじめとする様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培うとともに、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する態度や実践力を培う。

具体的な取組の紹介

人権学習

差別解消に向けての2つの視点（まず正しく知ること・当事者だけでなく差別解消に向けて行動すること）を中学校3年間で系統的に学ばせることができるように学習を進めています。

- 人権学習（6月・11月）
- 人権講演会（平成28年度実施）
講師：内田 美智子 さん
演題：いのちをいただいて、つないでいくこと



学力充実

- 学力充実の時間
（国・数・英の基礎基本の定着の時間）
- 少人数指導及びTT指導
- 家庭学習プリントによる家庭学習の充実
- 3S-Week
（家庭学習強化週間）
- 朝読書

生徒会活動

平成28年度は「We are Rainbow Piece ~つないで創る成和の虹~」をスローガンに、「つなぐ」をテーマとし、成和五輪の5つの重点項目である「あいさつ」「そうじ」「時間」「安全」「感謝」を意識した行動を全校生徒が行う活動に取り組みました。

- JFP(アルミ缶回収:義援金として熊本へ寄付)
- あいさつ運動
- ベル着ベル準キャンペーン
- エコキャップ回収
- 書き損じハガキの回収
- TRY6+1作成・発表
（スマホなどの使用に関するルール）



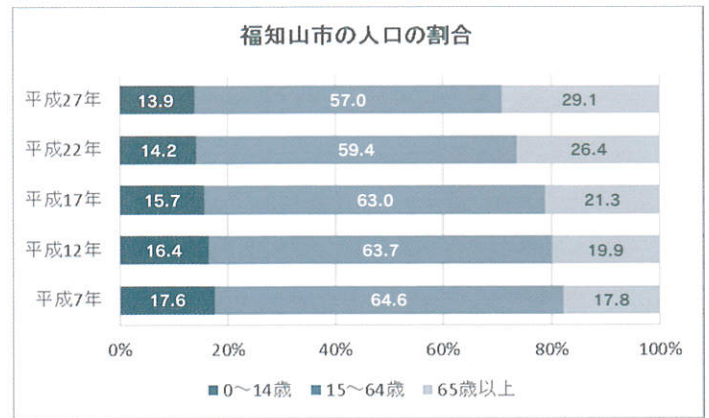
☆成和五輪☆



高齢者の人権問題

日本における平均寿命の伸びや少子化などを背景として、社会の高齢化が急速に進んでいます。一般に高齢化率（人口全体のうち65歳以上の高齢者が占める割合）が21%を超えると「超高齢社会」と言われます。

2015年（平成27年）に実施された国勢調査の結果を見ると、福知山市の高齢化率は29.1%となっており、高齢化が進行している状況がうかがえます。



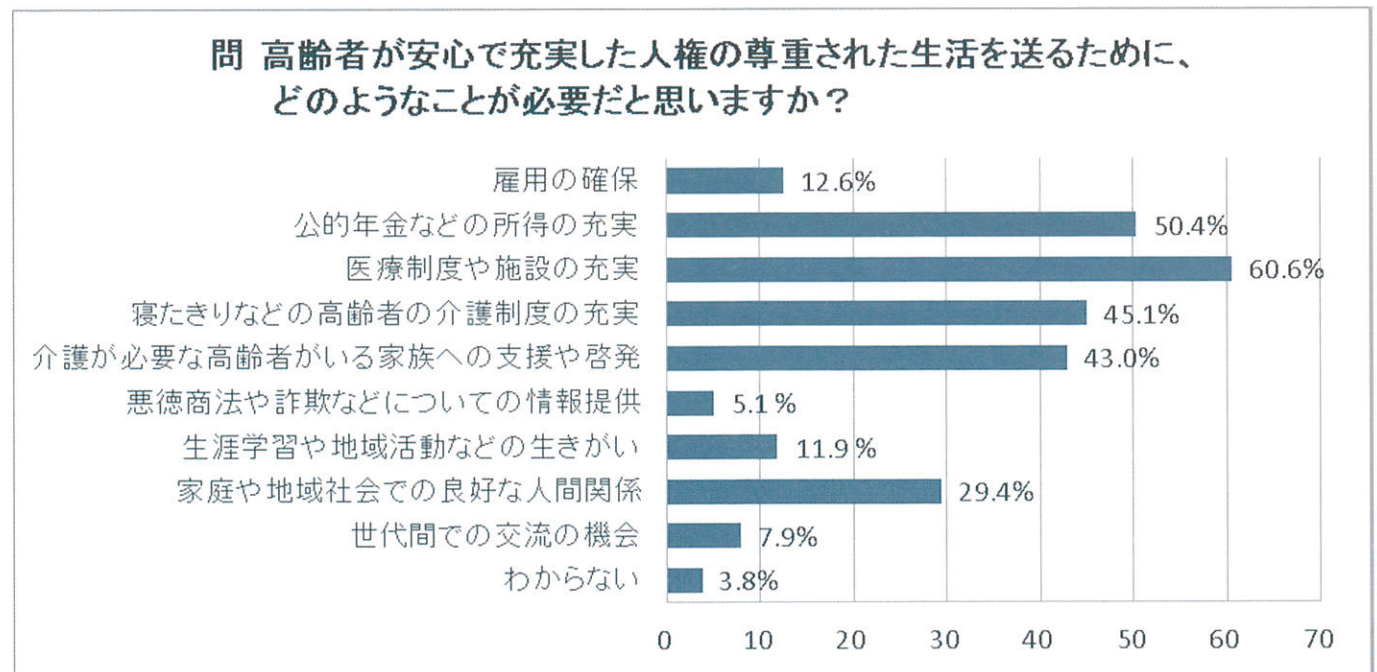
(国勢調査 参照)

高齢者を取りまく環境

近年、高齢者に対する心身の虐待や介護放棄、財産の不当処分、振り込め詐欺や悪徳商法、年齢を理由に就職や社会参加の機会を奪われるなど、高齢者の人権が侵害される事例が多発しています。

「福知山市人権問題に関する意識調査」の結果から

福知山市が2014年（平成26年）8月に実施した意識調査の結果では、高齢者が安心して幸せな生活をおくるためには、「公的年金などの所得の充実」や「医療や介護制度の充実」、「家族への支援」などの回答が多くなっていますが、続いて「良好な人間関係の構築」や「生きがい」も多くの方が回答しています。



(2014年度実施 市民意識調査 参照)

超高齢化社会に向けて

高齢者を家族や地域でどのように支えていくか、また高齢者自身の意欲や能力をどのように活かしていくかを考えることは、これからの私たちの大きな課題です。高齢者の豊かな経験や知識が尊重され、1人ひとりの尊厳が守られる「共に幸せを生きるまちづくり」をめざしましょう。

「障害者差別解消法」を知っていますか？

平成28年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、障害のある人に対しての「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めるものです。

障害のある人もない人も、お互いに認め合いながら、共に生きる社会を作りましょう。

「不当な差別的取扱い」の禁止とは？

内閣府リーフレット参照

この法律では、役所や事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが大切です。

〈不当な差別的取扱いの具体例〉

- 受付の対応を拒否する
- 学校の受験や入学を拒否する
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない など



「合理的配慮」の提供とは？

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。

この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が必要との意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

〈合理的配慮の具体例〉

- 段差がある場合にスロープなどを使って補助する



- 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末を使う など

内閣府リーフレット参照

本啓発紙「That's Right!24号」を読んでみて、感じたご感想・ご意見をお聞かせください。また、標語応募や人権について感じられることがあれば、ご記入ください。



ご意見・ご感想・標語など

ありがとうございました。よろしければ、情報をお聞かせください。粗品をお送りします（H29.9.22必着分のみ）。

〒 _____
ご住所

お名前

いただいた情報は、福知山市個人情報保護条例に基づき、適切に処理します。（粗品発送は2～3か月後の予定）

障害のある人で、不当な差別的取扱いを受けた、合理的配慮を提供してもらえなかったなど、困ったことがあった場合、

福知山市社会福祉課障害福祉係
0773-24-7017まで相談ください。

同和問題への正しい理解を

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別によって、日本国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれ、日常生活の上で様々な差別を受けている日本国固有の人権問題を「同和問題」、「部落差別」といいます。また、その特定の地域を「同和地区」、「被差別部落」などといいます。

この問題を解決するため、長年に渡り、国や地方公共団体が一体となりさまざまな分野で特別対策に取り組んだ結果、これまで存在していた格差は、住環境を中心に大きく改善され、2002年（平成14年）に特別対策は終了しました。しかし、意識の面では依然として課題が残され、現在もおインターネット上などで同和地区出身者に対する差別を助長する書き込みや特定の地域を同和地区と指摘する書き込みなどの人権侵害があります。

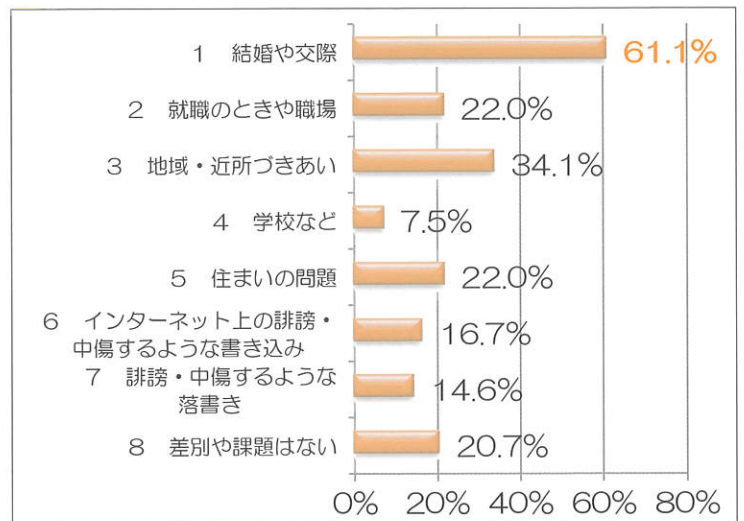
福知山市が2014年（平成26年）8月に実施した「人権問題に関する意識調査」をみると、「同和地区の人に対する差別や人権侵害について、どのような差別や課題が残っていると思いますか？」の問いに、「結婚や交際」と答えた人が61.1%ありました。残念ながら、いまだ生まれた場所や家柄などを理由に結婚や就職に際して不利益な扱いがなされるなどの差別や人権侵害がのこっているのが現状です。

62円切手
をお貼り
ください

6 2 0 8 5 0 1

福知山市字内記13番地の1
福知山市役所内

教育委員会生涯学習課人権教育係 行



(2014年度実施 市民意識調査 参照)

国は、平成28年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」を施行しました。この法律は、国民の基本的な人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、差別の解消と部落差別のない社会の実現に向け定められました。

同和問題・部落差別は、個人の尊厳を奪う恐ろしい人権侵害であり、この問題の解決は、国民的課題です。まずは一人ひとりが正しい知識を身につけ差別意識をなくさなければなりません。

かけがえのないたった1つの命がおびやかされることのないよう、お互いに尊重し合い、幸せを感じられる社会にしましょう。